

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に合わせ、育児、介護に係る休暇等の規定を整備する。

2 改正概要

(1) 育児に関する勤務時間、休暇等の見直し

ア 休暇等の対象となる子の範囲の拡大

事項	現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児を行う職員の深夜勤務の制限 ・ 3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の免除 ・ 育児を行う職員の超過勤務の制限 ・ 育児を行う職員の早出遅出勤務 ・ 子の看護休暇 ・ 育児参加休暇 	<p>① 職員と法律上の親子関係にある子</p>	<p>① 職員と法律上の親子関係にある子</p> <p>② <u>職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子</u></p> <p>③ <u>里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子</u></p> <p>④ <u>養子縁組を希望する職員に対し、養育里親として、児童相談所から委託された子(当該職員が養子縁組里親となることを希望したが、実親の同意が得られず、養育里親になった場合に限る。)</u></p>

イ 育児を行う職員の早出遅出勤務の要件拡大

現行の要件に加え、職員が次に掲げる子を送迎する場合を新たに追加する。

- ① 放課後等デイサービスを行う事業を利用する子
- ② 子育て援助活動支援事業における各援助を行う場所を利用する子
- ③ 地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設を利用する子
- ④ 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所を利用する子
- ⑤ 不登校児童生徒の復帰の支援事業として運営する適応指導教室を利用する子で、職員の送迎が必要とされる子
- ⑥ 特別支援学級を設置する学校に通学する子(当該子が在籍する学校以外の場所に通学する子に限る。)

(2) 介護に関する勤務時間、休暇等の見直し

ア 介護を行う職員の超過勤務の免除の追加

要介護者（配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者）を介護する職員が請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととする。

イ 介護休暇の見直し

介護休暇の分割取得を可能とする。

（現 行）連続する6月の範囲内で必要と認められる期間

（改正後）3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内の期間

(3) 介護時間の新設

介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において、介護のため正規の勤務時間の始め又は終わりに、30分を単位として1日につき2時間以内の範囲内で勤務しないことを承認する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日。ただし、第8条の3（早出遅出勤務）の改正規定は、平成29年4月1日。